

カーペット製造職種(ニードルパンチカーペット製造作業)

2013.2.14

<p>作業の定義</p>	<p>「2m巾以上のニードルパンチ機(ドライヤー付)」を使用し、ウェブ用素材でニードルパンチカーペットを製造する(表皮層を伴う製品の製造に限定する。)作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)ニードルパンチカーペット製造作業 ①準備(調合)作業 1.指図数量の調合割合の原綿計量作業 2.調合割合にあった原綿投入作業 3.調合機の始動・運転・停止作業 4.切替掃除(前回ロットの原綿除去)作業 5.治工具取扱い作業 6.緊急時停止作業 ②パンチ作業(立毛作業) 1.ニードル(針)打ち作業 2.ニードルボードの抜き取り作業 3.ニードルボードのセット作業 4.パンチ機の始動・運転・停止作業 5.パンチ機始動時の仕掛け作業 6.パンチ機の運転スピード調整・設定作業 7.パンチ上がり製品の目付規格確認作業 8.目付、ウェブ、パンチ深度等の調整・設定作業 9.原反と原反とのつなぎ作業 10.異常発生の原因把握・対応処置作業 11.ニードルパンチ機終了後の点検等確認作業(原料、原反目付、原反格納等) 12.切りおろし・運搬作業 13.緊急時の停止作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育、災害の原因と災害の予防 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③カーペット製造職種に必要な整理整頓作業 ④カーペット製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①乾燥作業 ②検査作業 (2)周辺作業 ①工場内清掃作業 ②作業区管理作業 ③製品区管理作業 ④機械、設備、器工具等の管理作業 ⑤製品・半製品等の工場内運搬作業 ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑦梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①パイル形成用ウェブ材(一つ以上使用すること。) 1.天然繊維 2.化学繊維 ②バックング剤(接着剤として。)(必要に応じて使用すること。) ③基布(必要に応じて使用すること。)</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(1.から4.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。) 1.調合機 2.カード機 3.2m巾以上のニードルパンチ機(ドライヤー付) 4.ファンシー機(立毛及びコード) 5.発泡機 6.乾燥機 7.検反機 8.各機械の部品(ニードル、ニードルボード、ローラ) ②器工具(必要に応じて使用すること。) 1.カッタ 2.はさみ 3.ブラシ 4.ハンドミシン 5.紙管 6.接着剤 7.マジックテープ 8.計算機 ③測定器(必要に応じて使用すること。) 1.スケール 2.計量器</p>
<p>製品の例</p>	<p>①用途別分類 1.商業施設用カーペット(オフィス、学校、ホテル、劇場、レストラン用等) 2.一般家庭住居用カーペット(居室、玄関、ベランダ、キッチン用等) 3.特殊用途用カーペット(鉄道車両、乗用車、バス、船舶、航空機用等) 4.電気カーペット(電気カーペット本体表皮、電気カーペット本体の裏面フェルト等) ②形状別分類 1.ロールカーペット 2.ピースカーペット 3.タイルカーペット</p>

移行対象職種・ 作業とはならな い作業例	1.織布製造作業 2.ニット製造作業 3.魚網・ネット製造作業 4.チューブマット製造作業 5.平織カーペット製造作業 6.原反製造作業のみの場合 7.仕上加工作業のみの場合 8.タフテッドカーペット製造作業 9.織じゅうたん製造作業 10.紡績運転各工程作業 11.織布運転各工程作業 12.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合
----------------------------	--